



2021年12月

フェアコンサルティンググループは、世界 17 カ国・29 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。

弊社展開国の中から、東南アジア・インド・オーストラリア各国の情報を本ニュースレターに集約しております。現地の情報収集目的などに是非ご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インド

1. IR Code 解説 その 2

インドでは、2020 年 9 月までに 4 つの Labour Code が成立し、29 の労働法の統廃合が実施されました。本稿では、そのうち **The Industrial Relations Code, 2020** について解説します。なお、法律の成立からすでに 1 年以上経過しておりますが、2021 年 12 月 17 日時点で IR Code は未施行の状況でございます。

1. 産業雇用(就業規則)法の IR Code への統廃合

インドでは、一定規模を超える工場に関しては Standing Orders という就業規則を作成することが、Industrial Employment(Standing Orders) Act, 1946（以下、「産業雇用(就業規則)法」）によって義務付けられていた。しかし、産業雇用(就業規則)法は IR Code の成立に伴い廃止され、その内容は IR Code に統合されることとなりました。

2. 旧法下における規制概要

産業雇用(就業規則)法における規制の概要は以下のとおりです。

- (1) 産業雇用(就業規則)法は、100 人以上のワークマンが雇用されている工場に適用される。
- (2) 使用者は、100 人の人数要件を満たしてから 6 カ月以内に、就業規則案を作成し、認証官(Labour Commissioner)の認証を取得しなければならない。
- (3) 産業雇用(就業規則)法にモデル就業規則が定められており、当該モデル就業規則から乖離する内容の就業規則案を作成した場合、認証官に修正を求められる可能性がある
- (4) 認証取得後、労働組合または労働者代表に送付してから 30 日後に、就業規則は施行される。

(5) 認証された就業規則は、英語および従業員の過半数が理解する言語によって、入り口付近など目立つ場所に掲示しなければならない。

3. IR Code 下における変更点

IR Code 下においても、就業規則作成に関する義務について基本的枠組みは維持されていますが、以下の点において変更があります。

- (1) 適用人数要件が従前の 100 名から 300 名に引き上げられた。
- (2) これまでは、Standing Orders を認証官に認証してもらうというプロセスが必要だったが、今後は中央政府が通達する予定の Model Standing Orders を選択するか、自社で作成した Standing Orders について認証を受けるか 2 つの手段から選択することになった。Model Standing Orders を採用した場合、認証官による認証を受けたものとみなされるため、手続き負担が従前と比較して軽くなることが予想される。

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +61 3 9225 5013

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

遠藤 衛（日本国弁護士） m.endo@faircongrp.com

インドネシア

1. 経済法令

輸出された商品に対して、それが再輸入される際に輸入関税を免除する

スリ・ムリヤニ財務相は、2022年以降、一度インドネシアから輸出された商品に対してそれが再輸入される際に輸入関税を免除すると述べた。2021年12月3日に、ムリヤニ財務相が、当該免除規定に関する財務大臣規則 (PMK) Number 175/PMK.04/2021 に署名したことにより、同規則は2021年12月6日に公布された。

定義

- 再輸入品とは、以前にインドネシアから輸出されたもの。
- 再輸入関税が免除される商品は、輸入時と同じ品質の商品であり、修理、輸送、検査を目的とした商品である。

同じ品質で再輸入された商品には、以下の形式のものが含まれる。

- 売れ残った商品
- 税関エリア外での作業に使用される商品
- 展示目的で使用される商品
- 税関エリア外で乗客が運ぶ商品

政府は、再輸入品の受け入れのために、いくつかの要件を規定している。

- 輸入は再輸入品の輸出者が行い、再輸入品は輸出時に同一品とみなすことができる。
- 再輸入は、政府が商品を輸出してから最大2年以内に実施される。
- 輸入品が税関エリア内で処理されたことを示す関連する裏付け資料または証拠がある。

商品を再輸入するには、輸入者は、その商品の輸入を管轄する事務所の所長に、必要書類とともにリクエストを提出する必要がある。必要書類は以下のようなもの。

- 輸出に関する資料
- 商品の価格
- 商品の仕様書
- 輸出品の輸出先
- 輸入者による再輸入された商品は輸出された商品と同じであるという旨の申告書
- 輸出時の任命状、請求書、および商品が再輸入されていることを説明するための税関外の関係者からの書類。

- 輸入者は、輸入を要求された商品の属性、種類、数量、仕様、価格の推定値の詳細、および輸出される商品の仕向地の情報を持っている必要がある。
- 輸出税関番号と、輸出品についての税関からの輸出の通知。

2. 経済ニュース

【消費者信頼感指数は2カ月連続で楽観圏に】

インドネシア中央銀行によれば、11月の消費者信頼感指数の総合指数（I K K）が、前月から5.1ポイント上昇の118.5で、2カ月連続で楽観圏（指数100以上）入りとなった。行動制限が緩和され、経済活動が活発化したことが指数を押し上げた。

現況指数（I K E）は99.2で、前月から7.4ポイント上昇した。半年後の経済見通しを示す期待指数（I E K）は2.9ポイント上昇の137.8となり、3カ月連続で楽観圏入りとなった。地域別にみると、国内18都市・地域のうち15都市・地域でI K Kが上向いた。首都ジャカルタは前月から1.2ポイント低下して133.3となったが、3カ月連続で楽観圏入りした。

【11月消費者物価指数、今年最大の1.75%上昇】

インドネシア中央統計局が発表した11月の消費者物価指数（C P I、2018年=100）は107.05となった。前年同月比1.75%上昇し、今年最大の伸び率となった。上昇率が1.7%を超えるのは、2020年6月以来だが、インドネシア中央銀行が目標とする2～4%には届いていない。

対象11項目すべてで前年同月比のC P Iは上昇し、上昇幅が最も大きかったのは「食材・飲食品・たばこ類」の2.98%。「外食」が2.71%上昇で続いた。価格変動が大きい食品とエネルギーを除いたコアインフレ率は、前年同月比1.44%であった。対象11項目のすべてで前月比のC P Iは0.37%上昇し、2カ月連続で上昇した。「食材・飲食品・たばこ類」が0.84%で最も上昇幅が大きかったが、「通信・金融」「教育」は、前月から変動なしだった。

都市別では、全国90都市のうち84都市においてC P Iが上昇して、前月の68都市から増加した。上昇率が最も大きかった都市は西カリマンタン州シンタンで2.01%。下落率が最も大きかった都市は北スラウェシ州コタマバグで0.53%だった。

【地方政府への土地建物税について、税率上限が引き上げ】

インドネシア政府は、地方政府へ納める土地・建物税（P B B P 2）の上限税率を、現行の0.3%から0.5%に引き上げる予定である。政府と国会は11月23日、中央地方財政均衡法案を国会本会議に送付することで合意した。

11月25日付コンタンによると、P B B P 2は、非課税分を減額した後の不動産課税評価額（N J O P）の20～100%に課税され、N J O Pの非課税分は最低でも1,000万ルピア（約8万円）となる。全インドネシア市

政府連盟（Apeksi）のアルウイス事務局長は「地方政府の収入増につながる可能性はある」としつつも、「各地方自治体の性質はそれぞれ異なるため、法案に基づいたシミュレーションが必要だ」と述べた。インドネシア課税分析センター（CITA）のファジュリ税務評論家は「法案では他の地方税が削減されていることもあり、PBBP2 税率の引き上げが地方政府の税収増につながるかは疑わしい」と指摘した。

【OSS改善バージョンが2022年1月から利用可能に】

インドネシアのパプリル投資相は11月23日、投資手続きを処理する「オンライン・シングル・サブミッション（OSS）」の新システムについて、改善したバージョンが2022年1月から利用可能になるとの見通しを示した。パプリル投資相は、改善の余地は残るものの、OSSの運用により投資環境は改善していると述べ、来年の投資実現額は1,200兆ルピア（約9兆6,500億円）に達するとの見通しを示した。11月23日付ビジネス・インドネシアによると、地方自治実行監視委員会（KPPOD）のアルマンド氏は、「建物の建設許可（IMB）システムや環境影響評価（AMDAL）システム、産業省の電子許認可システム（SIINAS）などとOSSの統合が進んでいない」と指摘し、その背景には関係省庁などの利己的な思惑があると述べ、大統領や各省の大臣らに対処を求めた。

【デジタル経済流通総額、700億ドルへ（前年比49%増）】

インドネシアにおける今年のデジタル経済の流通総額（GMV）が、前年比49%増の700億米ドル（約8兆400億円）に到達する勢いとなっている。米IT大手グーグルなどが共同で実施した調査によれば、GMVは2025年まで年平均20%の増加が見込まれ、同年には1,460億米ドル規模になることが予想されている。

今年のGMVの構成としては、ECが前年比52%増の530億米ドル、配車・デリバリーが36%増の69億米ドル、ゲームや動画などのオンラインメディアが48%増の64億米ドル、オンラインの旅行予約が29%増の34億米ドルとなった。2025年にはECの市場規模は1,004億米ドルまでに成長すると予想され、今年6月末までに、インドネシアのデジタル市場の消費者が2,100万人増加した。このうち72%は大都市以外の住民だった。また、東南アジア全体の2025年のデジタル経済規模が、2021年比で2倍の3,630億米ドルになるとの見通しとなり、20年の予測から540億米ドル上方修正された。

【金融オムニバス法、フィンテックを規制へ】

インドネシアのスリ財務相は12月11日、政府と国会で審議中の金融オムニバス法案（重複する法令を統合した一括法案）の中で、フィンテックの定義や監督・規制について規定する方針であると述べた。スリ財務相は、同法案では▽フィンテックの対象範囲▽運営事業者の法人格▽フィンテックの発展と監督の調整▽フィンテック協会の認可▽消費者保護—— などについても規定すると述べ、「2018年から現在までの違法オンライン融資は3,365件に上る」と説明。12月13日付インベストール・デーリーによると、デジタル技術の活用における課題の解決は容易ではないも

の、税金の支払いのオンライン化や電子マネーを利用した交通機関の運賃支払いなど、フィンテックがもたらす恩恵は大きいと指摘。中小零細企業がより容易に融資を受けることができるなど、フィンテックによってより平等で民主的な経済発展がもたらされるとの見解を示した。また、同相は、同法の成立により、規制や監視による消費者保護と、フィンテックの発展の両立につながると期待を示した。

3. コロナ関連ニュース

以下、12月16日時点の情報です。インドネシアへの渡航あるいは日本への帰国などについては、特に最新の情報を入手されますようご注意ください。

■ コロナ感染者数（12月16日時点）

（インドネシア累計）4,259,644人 前日対比 +205人

（ジャカルタ累計）864,930人

■ コロナ死者数（12月16日時点）

（インドネシア累計）143,969人 前日対比 +9人

（ジャカルタ累計）13,601人

■ ワクチン接種（11月15日時点）

ワクチン接種 一回目 148,344,215

ワクチン接種 二回目 104,522,156

■ その他

- ◇ 新型コロナウイルスの新たな変異株が流行により、インドネシアの法務・人権省は、11月29日からアフリカ8カ国からの外国人の入国を禁止した。来年10月末にバリ島で開催される予定のG20サミットの関連会合に出席する外国人は規制対象外とする。過去14日間に、南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエ、レソト、モザンビーク、エスワティニ（旧スワジランド）、ナイジェリアに渡航歴のある外国人の入国を認めず、同国籍の外国人への一時滞在許可証（ITAS）や訪問ビザの発給も一時停止する。適用期限は不明となっている。
- ◇ インドネシア保健省は12月12日、6歳から11歳の子どもへの新型コロナワクチン接種を首都ジャカルタなどで12月14日から開始すると発表した。子ども向けワクチン接種の対象はインドネシア国民のみであり、一般人向けの1回目のワクチン接種率が70%に、高齢者向けの1回目のワクチン接種率が60%に達した県・市が対象。中国・科興控股生物技術（シノバック・バイオテック）製のワクチンを使用し、1回目接種の28日後に2回目の接種を行うこととなっている。地域の保健センターや、政府や民間が運営する病院、学校などに設置したワクチン接種センターで接種を実施する。保健省のマクシー疾病予防管理局長代行は「年末までに640万回分の

ワクチンを確保しており、来年1月には追加分が到着する予定だ」と述べた。またマクシー氏は、来年からは、シノバック製ワクチンは子ども向け接種用に利用し、それ以外の人にはシノバック製以外のワクチンを優先して使用する方針も示した。

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62-21-570-6215

加藤 寛（日本国公認会計士） hi.kato@faircongrp.com

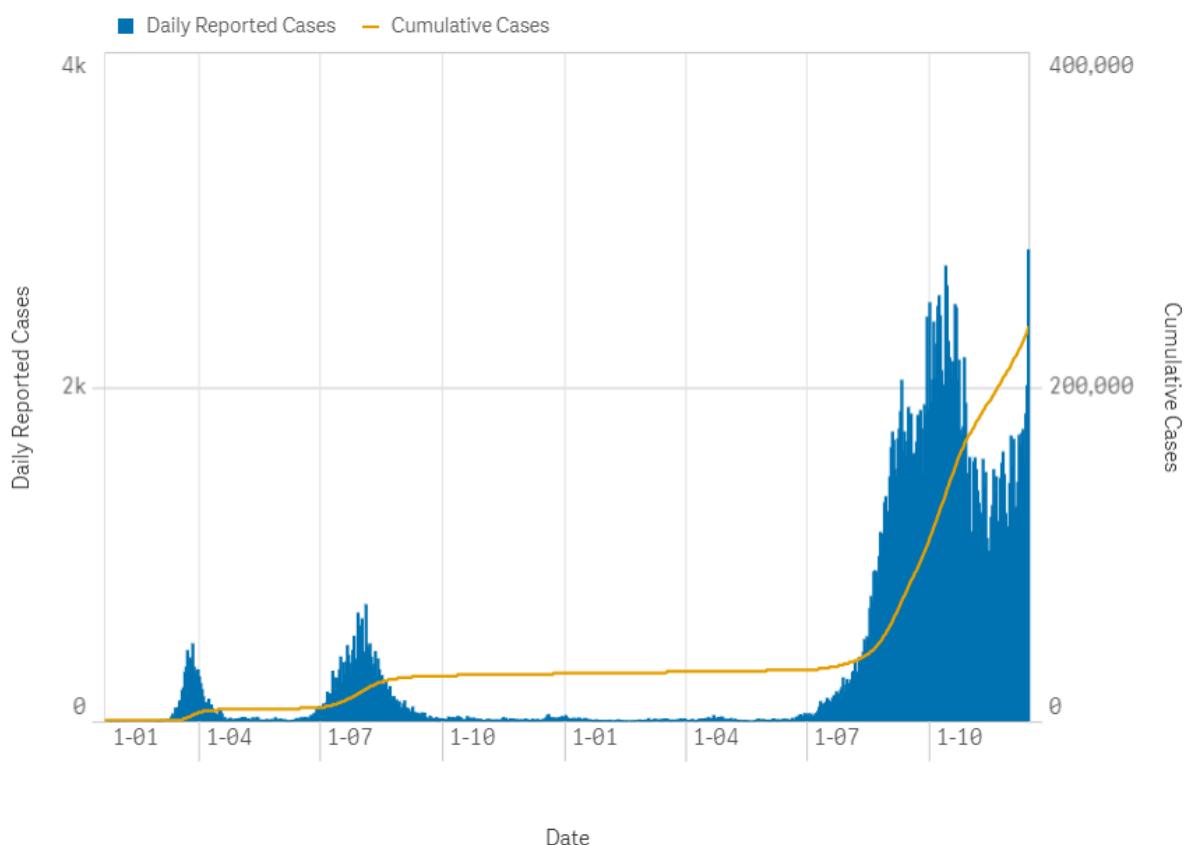
Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） alexandra@faircongrp.com

オーストラリア

1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（12月15日時点）で **2,819人** となり、10月後半以降に一時減少傾向が見られたものの、その後再び増加しています。内訳は、VIC州 1,405人、NSW州 1,360人、SA州 25人などとなっています。左記 NSW 州の感染者のうちオミクロン株が 110人 となっており、各州においてオミクロン株による感染者が確認されています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 15/12/2021



- 12月15日より、ワクチン接種を完了した日本国籍の渡航者によるオーストラリアへの入国措置が緩和されました。有効なオーストラリアのビザを保有する日本国籍の渡航者は、日本から特定の区域（NSW州、VIC州、ACT）への渡航が可能となります。ただし、到着後72時間の隔離及びPCR検査が義務付けられます。

2. オーストラリア（メルボルン）から日本への帰国体験記（12月7日時点）

12月7日に弊社職員（サブクラス 482 ビザ保有者・永住権なし）がメルボルンから日本に帰国した際の体験記を紹介いたします。

【事前準備】

- 日本への帰国の事前準備として、シドニー離陸前 72 時間以内の日時での陰性証明書（日本政府指定様式による出国前検査証明）を取得。また、オーストラリア内務省（Department of Home Affairs）から、オーストラリア再入国のための渡航規制免除（Travel Restriction Exemption）を取得（永住権がない場合、12月7日時点ではオーストラリア入国にあたり免除申請が必要であった）

【メルボルン空港】

- フライトはメルボルン→シドニー→羽田を使用（国内線はカンタス航空、国際線は JAL）
- カンタス航空から前日に届いたテキストメッセージの指示に従い、離陸 4 時間前にメルボルン空港に到着（午前 6:15 発のため午前 2:15 に空港着）。事前にカンタス航空に電話でも確認したが 4 時間前に空港に来よう指示を受ける
- 空港（ターミナル）には入れるもののカンタス航空のカウンターは無人で、カウンターが開始されたのは午前 4:00 頃
- 他にカウンター開始を待っていた 5~6 組のうち一人と話してみたところ、同じくカンタス航空から 4 時間前までに空港に来ようテキストメッセージを受けたとのことであった
- メルボルン空港でのチェックインでは、陰性証明書の提示が求められ、様式が適切であるか、72 時間以内の日時になっているか、などを細かく確認された。
- また、ワクチン接種証明書の提示も求められた。豪州国民・永住者は Medicare の接種証明書が必要とのことだったが、当弊社職員の場合は IHI（Individual Healthcare Identifiers）の証明書で問題なかった（レストランなどで提示するスマホアプリのワクチン証明書では不可の可能性あり）
- フライトチケットとバゲッジクレームは羽田までのものが発券された。念のため空港スタッフにも確認したが、預け荷物は羽田まで直送されるのでシドニーでのピックアップは不要との回答

【シドニー空港】

- シドニーでの乗り継ぎ時は陰性証明書やワクチン接種証明書の提示は求められず、通常の出国審査（自動ゲート）のみ。国際線ターミナルへの移動は必要なものの通常の乗り継ぎと所用時間は同じ

【羽田空港】

- 羽田への JAL 便はチリの航空会社とのコードシェア便で、乗客の大半は羽田乗り継ぎの乗客だった模様。羽田に着陸後しばらく機内で待たされ、羽田が最終目的地の乗客から先に機外に誘導された（乗り継ぎの乗客はその後に機外に誘導されたと思われる）

- 羽田では各書類のチェック等が5～6回あり、各セクション間は数百メートル離れている場合もあった。途中PCR検査のための唾液提出があり、その後、スマホへの居所確認アプリ（2種類）のインストール状況やスマホの通知設定について検疫所担当者からマンツーマンで確認を受けた
- 税関を出るまではSIMカードやポケットWiFiを借りることができない。羽田での検疫を通過するにはスマホさえあればよく、日本で使用可能なSIMまでは求められない（スマホがない渡航者のために途中でレンタルも可能な模様）。また、空港を出た後も日本で使用可能なSIMは必須ではなく、待機場所でWiFi環境があればよいとのことであった
- 最後にPCR検査の陰性結果を確認後（所用時間30分程度）、入国審査（自動）、荷物受取、税関を経てターミナル外に出ることができる。検疫所施設での隔離が必要な場合は、税関を出たところで係員に誘導されていた。ここまで羽田着陸から1時間半程度かかった。
- 空港から待機場所（自宅やホテル）まではハイヤー等による移動が必要となる。ハイヤー会社側も乗客がいつターミナルから出てくることができるか予測できないため、PCR検査の陰性結果が確認できた段階でハイヤー会社に電話し、その30分後頃にハイヤーが到着するという流れ。

（注）帰国される方各々の状況により上記と異なる場合がございますので、あくまで参考例としてご参照いただけますと幸いです。また、上記は12月7日時点の情報となっており、最新の規制や取扱については各種関連ウェブサイト等でご確認いただきますようお願いいたします。

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士）sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士）

hi.torii@faircongrp.com

シンガポール

1. ソフトウェアの支払に関する源泉税について

新型コロナウイルスによるテレワークの採用や IT の活用により、ソフトウェアを新たに導入する企業が増えており、国際間でのソフトウェアに関連する支払が増加しています。このような背景に伴い、シンガポール法人が海外法人に対してソフトウェアに関連する支払を行う際の、源泉税に関する問い合わせも増加しています。

シンガポールの税務当局である IRAS (Inland Revenue Authority of Singapore) は、2013 年にソフトウェアの支払に関する源泉税の取り扱いに関して Rights-Based Approach を採用しています。Rights-Based Approach では、ソフトウェアを含む一定の支払に関して、支払によって譲渡された権利の性質に基づいて、所得の区分の判断が行われます。当該アプローチにおける、ソフトウェアの支払に関する取り扱いは、下記のとおり 3 つの分類に区分にされます。

1. エンドユーザー

エンドユーザーが直接ソフトウェアを購入する場合で、ソフトウェアの購入に付随する保守及びサポートサービスの代金を含みます。この支払は、著作権によって保護されたプログラム (Copyrighted article) に対する支払に過ぎず、そのプログラムの使用態様は限定的であることから、その対価は使用料 (Royalty) には該当しません。

ただし、既存の基幹ソフトウェアに対する追加的なサービスとして、継続的な保守やサポートサービス、ユーザー教育、カスタマイズ、アドオンアプリケーションの開発などの対価を支払う場合、これらは Rights-Based Approach の適用範囲外となり、所得の内容や性質に基づき判断が必要となります。

2. 代理店 (ソフトウェアを複製する権利を有しない)

代理店には、ソフトウェアまたは著作権の所有者から当該ソフトウェアを配布する権利が付与されるものの、ソフトウェアを複製する権利は与えられない場合においては、通常、当該ソフトウェアは、ソフトウェアまたは著作権の所有者によって運営されるサーバーで管理され、代理店が販売する際には、顧客はソフトウェアの所有者のサーバーから直接ソフトウェアにアクセスしてダウンロードするための「パスワード」が提供されます。

このような形態の場合、代理店は、ソフトウェアの著作権を商業的に利用 (Commercially exploit) しているとは言えず、代理店からソフトウェアまたは著作権の所有者への対価は使用料 (Royalty) には該当せず、事業収入として扱われます。

3. 代理店（ソフトウェアを複製する権利を有する）

代理店に対して、ソフトウェアまたは著作権の所有者から、ソフトウェアのマスターファイルが当該代理店のサーバーにホストされ、顧客は代理店のサーバーからソフトウェアをダウンロードする場合、代理店にはソフトウェアを配布するためソフトウェアを複製する権利が通常与えられます。

このような形態の場合、代理店からソフトウェアまたは著作権の所有者への対価もしくは対価の一部は、著作権に対する使用料（Royalty）に該当する可能性があります。

上記のとおり、シンガポールにおいては、ソフトウェアの支払が使用料とみなされ、源泉税が課されるケースは限定的と言えます。また、上記「3. 代理店（ソフトウェアを複製する権利を有する）」の形態であったとしても、直ちに使用料に該当するわけではなく、取引の内容に応じて個別に判断されることから、事前に課税の取り扱いを検討しておくことは重要となります。

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人） ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉（日本国公認会計士） ju.ito@faircongrp.com

フェアコンサルティング グループ

FCG ニュースレター

東南アジア・インド・オーストラリア



タイ


今月は、タイは休載させていただきます。

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : +61 3 9225 5013

子田 俊之 (日本国公認会計士) to.kota@faircongrp.com

 フィリピン

1. 2021 年フィリピンの状況

隔離措置については以下の取り扱いが定められている。

12 月 1 日から 15 日まで、マニラ首都圏（NCR）は、引き続き新警戒レベル・システムのレベル 2 に指定された。

強化されたコミュニティ隔離措置	ECQ : Enhanced Community Quarantine
修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置	MECQ : Modified Enhanced Community Quarantine
一般的なコミュニティ隔離措置	GCQ : General Community Quarantine
新警戒レベル・システム	高 警戒レベル 5
	↑ 警戒レベル 4
	警戒レベル 3
	警戒レベル 2
	低 警戒レベル 1
修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置	MGCQ : Modified General Community Quarantine

フィリピン政府は、11 月 26 日、低リスクに指定している国、地域からの外国人観光客を 12 月 1 日～15 日の期間で受け入れると発表したものの、11 月 28 日には新たなオミクロン変異株の感染拡大により延期すると発表した。フィリピンへの入国には、コロナワクチン接種完了者でフィリピンがビザを免除している国・地域のパスポート（残存有効期限が 6 ヶ月以上）を保持し、かつフィリピン入国前の 14 日間低リスク「グリーン」国に居たことなどを条件としていた。日本は長らく、中リスク「イエロー」国に指定されていたが、11 月 16 日から低リスク「グリーン」国に指定されたため、上記発表が実施されれば日本からの観光客もフィリピンへ入国が条件付きで可能となる。

来年 5 月に控える国政選挙の代理立候補届け出期限を 11 月 15 日に迎えた。フィリピンでは、候補者が死亡・辞退・失格した場合の「代理出馬」が認められており、同日、ドゥテルテ大統領は代理人を通じて上院選への代理立候補を届け出た。大統領の娘であるサラ氏は、副大統領選への立候補を届け出た。大統領選への出馬の可能性を取り上げられていたが、大統領選への出馬は見送り大統領候補のボンボン・マルコス氏とペアを組む。大統領選には、他にマニラ市長のモレノ氏、プロボクシングで世界 6 階級制覇を果たしたパツキャオ氏、ロブレド副大統領、ラクソン上院議員が立候補している。

2. PEZA ビザが 10 日間で発給へ

フィリピン経済区庁（PEZA: Philippine Economic Zone Authority）と出入国管理庁（BI: Bureau of Immigration）は 11 月 18 日、PEZA が管轄する特別経済区に進出する外国人投資家や外国人従業員らに対する投資家ビザおよび就労ビザの発給手続きを迅速化させることを盛り込んだ合意書とその施行規則に署名し、同日 MC NO. 2021-69 を発表した。12 月 1 日から実施となる。

同ビザの申請および発給手続きが PEZA 内での手続きだけで済むようになり、これまで約 1 か月はかかっていたビザ発給手続きが 10 日程に短縮されることになるが、実務上、10 日程で発給されるかに注目が集まる。

PEZA 登録企業の出張者、駐在員予定者のフィリピン入国、外国人雇用許可、PEZA ビザについての詳細は、弊社までお問い合わせください。

3. 11 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
11 月 19 日	BIR	RMC117-2021	BIR Form 2307 と BIR Form 2316 の提出は、原本の提出は不要となり、USB 等に保存し、提出する。
11 月 20 日	移民局	プレスリリース	首都圏の新警戒レベル 2 に該当するオフィスの営業時間を午前 7 時から午後 5 時 30 分までに延長する。また、オフィスへの出社比率は、50% から 70% まで可能となる。

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

杉山 陽祐（米国公認会計士・米国税理士） yo.sugiyama@faircongrp.com

渡邊 悠 ha.watanabe@faircongrp.com

★ ベトナム

1. 贈答品のインボイスと仕訳

贈答品は供与先が顧客/従業員であるかを問わず、Circular No.26/2015/TT-BTC 第 9 条に従い、贈答品供与時に売上 VAT インボイスを発行する必要があります。なお、顧客および従業員への贈答品として商品を供与し、顧客および従業員が VAT インボイスを要求しない場合、「購入者は請求書を受け取らない」という旨を VAT インボイスに明記します。

A. (例 1) 100 + VAT10%で購入した商品を贈答品に使用する場合

商品購入時の仕訳は以下のとおりです。

借方		貸方	
商品	100	未払金	110
仮払 VAT	10		

贈答品供与時の仕訳は以下のとおりです。通常、法人所得税法上の損金として認識されます。

借方		貸方	
費用	100	商品	100

VAT インボイス発行時の仕訳は以下のとおりです。当該費用は通常、法人所得税法上損金費用として認識されません。

借方		貸方	
費用	10	仮受 VAT	10

また、以下の仕訳のように、商品購入時に認識した仮払 VAT は仮受 VAT と相殺され、その結果、当該一連の取引において VAT の支払は発生しません。

借方		貸方	
仮受 VAT	10	仮払 VAT	10

B. (例 2) 原価 100、通常の販売価格 120 の棚卸在庫を贈答品に使用する場合

棚卸在庫購入時の仕訳は以下のとおりです。

借方		貸方	
棚卸在庫	100	買掛金	110
仮払 VAT	10		

贈答品提供時の仕訳は以下のとおりです。

借方		貸方	
費用	100	棚卸在庫	100

VAT インボイス発行時の仕訳は以下のとおりです。Circular No.219/2013/TT-BTC 第 7 条 3 項に従い、贈答品は供与時の同等の商品の販売価格を基に算定します。今回の例では、12 (= 通常の販売価格 120 × VAT 10%) を費用として認識します。

借方		貸方	
費用	12	仮受 VAT	12

また、以下の仕訳のように、商品購入時に認識した仮払 VAT は仮受 VAT と相殺され、その結果、当該一連の取引において VAT の支払は 2 (= 12 - 10) 発生します。

借方		貸方	
仮受 VAT	10	仮払 VAT	10

C. ギフトカード（商品券）の場合

Circular No. 93851/CT-TTHT および Circular No. 34762/CTHN-TTHT に従い、企業が顧客および従業員に贈答するためにギフトカード（商品券）を購入する場合は、ギフトカードは金銭のような価値のある有価証券と考えられ、顧客および従業員に商品券を贈答する際に、企業は VAT インボイスを発行する必要はありません。

贈答品供与時に VAT インボイス発行を失念するケースが散見されます。会計監査時や税務調査時の指摘を未然に回避するために法令に従って適切な会計・税務処理を行う必要があります。不明点がある場合は必要に応じて、専門家の意見を仰ぐことをお勧めします。

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To St, Hoan Kiem Dist., Hanoi

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔（日本国公認会計士） da.ishii@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Room 902, 9th Floor, HD Tower, 25 Bis Nguyen Thi Minh Khai St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美（豪州公認会計士） hi.fujiwara@faircongrp.com

草野 航平 ko.kusano@faircongrp.com

 マレーシア

1. 雇用者向けの税務調査に関するフレームワークについて

マレーシア内国歳入庁（IRBM）は、2021年10月1日付で雇用者向けの税務調査に関するフレームワーク（マレー語のみ）を公表しました。本フレームワークは雇用者に対する税務調査が公平、誠実、透明な方法で行われるために公表され、2021年10月1日から効力を生じます。本フレームワークは、税務職員の効率的・効果的な職務遂行を支援すること、及び雇用者が法律に定められた義務を果たすことを目的としています。

1) 雇用者向け税務調査の種類

調査の種類	実地調査 (External Audit)	机上調査 (Desk Audit)
根拠法令	所得税法(Income Tax Act: ITA) 107条	ITA 83条
調査目的	毎月の従業員の給与に係る PCB（所得税）を適切に徴収し、期限内に納付していることを確認する	雇用者の申告書 (Form E)、従業員の雇用開始・終了の通知など、ITA 83条に基づく義務を果たしていることを確認する
調査手続き	給与計算に関する記録や書類、関連する従業員情報の検査と検証が行われる。	給与計算に関する記録や各種書類を、雇用者が提出した Form E 等の情報と比較して検査・検証が行われる。
調査場所	・雇用者の事務所 ・IRBM 事務所 ・雇用者と IRBM が合意した場所	IRBM 事務所
調査対象期間	税務調査は最大 2 年間とされるが、PCB を未納付、過少納付、税法に従っていない等の場合、調査期間が延長される。	

2) 調査対象法人の選定プロセス

調査対象法人は、以下のような基準や情報に基づいて、コンピューターシステムを用いて選定されます。

- ・ IRBM のリスク評価基準
- ・ 業種
- ・ 所在地
- ・ 第三者から入手した情報

3) ペナルティ

主な違反内容	ペナルティ
毎月の給与に係るPCBの源泉徴収及び納付を行わなかった場合または不足している場合	RM200～RM20,000 の罰金、または 6 ヶ月以下の懲役、もしくはその両方が科されます。
Form E、EA Form の未提出	
従業員の雇用開始・終了の届出書（CP22、CP22A/CP22B、CP21）の未提出	

雇用者が繰り返し違反をしていることが判明した場合、IRBM は違反の回数を考慮のうえペナルティを決定することとされています。

4) 自主的な情報開示

IRBM が税務調査を開始する前であればいつでも、雇用者は書面（レターや電子メール）で過去の納付もれ等について自主開示することができるとされていますが、雇用者が自主開示した場合のペナルティの減額については言及されていません。

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

青木 貴宣 (日本国税理士) ta.aoki@faircongrp.com

松本 健太郎 (日本国公認会計士) ke.matsumoto@faircongrp.com

本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

グローバル RM 部 金井 暁子 grm@faircongrp.com

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オーストラリア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オーストラリア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オーストラリア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。